

## 藤枝総合庁舎エレベーター保守点検業務委託契約

静岡県藤枝財務事務所（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める「藤枝総合庁舎エレベーター保守点検業務仕様書」に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（委託契約期間）

第3条 この委託の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（防犯カメラの管理、運用）

第5条 甲及び乙は、仕様書2(5)⑥に基づいて設置した防犯カメラについて、別に定める「藤枝総合庁舎エレベーター内に設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」に基づき管理及び運用するものとする。

（委託費及び支払方法）

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金\_\_\_\_\_円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）を支払うものとする。

2 前項の委託費は、月額\_\_\_\_\_円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）とし、乙は、第11条第2項に定める報告書により甲の確認を受けた後に、毎月分を翌月10日までに請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方

に申し出なければならない。

2 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときには、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき理由により第3条の委託契約期間中に業務を継続する見込がないと認められるとき。

(3) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を履行する意思がないと認められたとき。

(4) 乙が契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 乙が契約の履行の一部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(6) 甲がこの契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(7) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（損害賠償責任）

第9条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲

に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務計画書の提出)

第10条 乙は、この契約の締結後5日以内に、業務実施計画表(様式第1号)を提出しなければならない。

(処理状況の調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 乙は、毎回の定期点検業務実施後に、点検報告書(様式任意)を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第8条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(契約の変更)

第13条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(契約の効力の遡及)

第14条 この契約書への発注者と受注者の記名押印又は電子署名日が、第3条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 藤枝市瀬戸新屋362番地の1  
静岡県藤枝財務事務所  
所長

(乙)

## 藤枝総合庁舎エレベーター保守点検業務仕様書

### 1 業務の対象

インバーター制御式乗用エレベーター 1台 詳細は別表1のとおり

### 2 業務の内容

エレベーターの正常な運転機能を維持するため、リモートメンテナンスシステムにより常時遠隔監視、診断、点検等を行うとともに3ヶ月に1回技術員を派遣し、適切な点検とプログラムによる整備を行い、受託者が必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替を行う。

#### (1) 故障対策

受託者は、24時間出勤体制をとり、故障の場合は、委託者の要求により技術員を派遣して適切な処理を行う。

#### (2) 作業対象 別表2、3のとおり

#### (3) リモートメンテナンスシステムによる遠隔監視・診断・点検報告

① 遠隔監視・診断・点検報告項目は別表4のとおり

② 前項の点検対象項目について変調状態が確認された場合は、必要に応じて技術者を派遣して確認、是正作業を行う。

③ エレベーターの運行状態のデータに基づく変調の有無については、毎月点検報告書（様式任意）により報告する。

#### (4) 除外事項

次の事項は、本仕様書の修理及び取替作業には含まない。

① 匠部分（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装、メッキ直し、修理及び部品取替

② 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替

③ 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事

④ 昇降路周壁及び建屋部分の改修

⑤ 諸法規の改正又は官公庁の命令及び指導により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事

⑥ 委託者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替

⑦ 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた復旧

#### (5) その他

① 修理又は取替の条件

諸法規の改正又は官公署の命令もしくは指導による検査、装置、機器、部品の改造、新型への取替、新規取付けは含まない。

② 撤去品及び残材の処置

この仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は無償で引取り、受託者の負担に於いて処分する。

③ 作業時間

故障対応を除き、点検、整備等は委託者の通常勤務時間内に行う。委託者は、受託者の作業に必要な時間は、当該機器の運転を休止することとする。ただし、やむを得ない事由が発生した場合はこの限りではない。

④ 管理責任

受託者は、第三者によるエレベーターの占有もしくは委託者の管理に基づく責任は一切引き受けないこととする。

⑤ エレベーター関連設備のメンテナンス

地震感知器、煙感知器、消火設備等のエレベーター関連設備のメンテナンスは含まないこととする。

⑥ 防犯カメラ等の設置及び点検

受託者の負担において防犯カメラ及び録画装置を設置し、点検を行うものとする。なお、設置に関しては、別に定める「藤枝総合庁舎エレベーター内に設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」によるものとする。

3 業務責任者の選任

(1) 受託者は、以下の要件を全て満たした者を、本業務の業務責任者として1人以上配置すること。

① 昇降機等検査員の資格を有する者であること。

② 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係があること。

(2) 受託者は、契約締結後、速やかに「エレベーター保守点検業務責任者名簿兼責任者選任報告書（別紙様式1号）」により業務責任者を委託者に報告すること。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

4 補償条件

受託者は、本業務における受託者の過失により生じた損害の補償について、下記賠償額を限度として、委託者に対してその損害を補償するものとする。

(1) 損害賠償額は1事故について対人、対物賠償合わせて10億円とする。

(2) 委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面を以って受託者に通知するものとする。なお、委託者がこの通知を怠ったときは、受託者は、賠償又は補償の責を免れるものとする。

5 経費の負担

点検のために必要な消耗品に要する経費は、受託者が負担する。

6 業務上の留意点

受託者は、設備を損傷したときは、直ちに委託者に報告すること。この場合、原則として

受託者の負担で補償すること。

## 7 その他

この仕様書に記載されていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義等については、委託者と受託者の双方が協議し決定するものとする。

別表1 藤枝総合庁舎エレベーター仕様

用途	乗用(車椅子兼用)	
方式	インバーター制御方式	
操作方式	方向性乗合全自動方式	
容量	1,000Kg 15名	
速度	60m/min	
停止箇所	B1～4階 計5箇所	
昇降行程	16,000m	
カゴ内寸	間口1,600mm×奥行1,500mm	
戸閉	電動式 2枚戸中央開き	
電動機	200V 60Hz3φ 11Kw	
管制運転	地震管制運転装置	
付加仕様	遠隔閉込め救出システム	
車椅子仕様		
乗場	ボタン	専用ボタン
カゴ内	専用操作盤	正副2面
	鏡	ステンレス鏡面仕上
	手摺	左右両側壁に具備
	光電装置	マルチ方式

別表2 作業対象表

区分	作業の対象（装置名）	当庁舎機器 （ロープ式）
機械室	巻上機（トラクションマシン）	○
	電動機	○
	そらせ車	○
	マグネットブレーキ	○
	調速機（ガバナマシン）	○
	制御盤	○
かご室	かご操作盤	○
	外部への連絡装置	○
	停電灯装置	○
	かご位置表示装置	○
乗場	かご内照明装置	○
	乗場の表示装置	○
	乗場の押ボタン装置	○
かご廻り	乗場戸のロック装置	○
	戸の開閉装置	○
	戸の開閉機構	○
	戸閉め安全装置	○
	ガイドシュー・ローラ	○
	非常止め装置	○
昇降路	着床装置	○
	主ロープ（メインロープ）	○
	調速機用ロープ	○
	移動ケーブル	○
	リミットスイッチ	○
	ガイドレール	○
	テンションブーリ	○
緩衝器	○	

別表3 意匠関係の清掃

作業対象	周期	内容
三方枠、操作盤、戸、側板、敷居溝	定期作業	ほうき又はウエス、ハンディモップ等を使用 しての清掃
戸閉め安全装置、かご位置表示装置、天井清掃、天井照明カバー、ドアカバー（*ビジョンガラス）	年1回	クリーナーやハンディモップ等を使用しての清掃 （*ビジョンガラスがない場合は除く）

(注) いずれの場合も油性インク、ボールペン等による汚れの除

別表4 リモートメンテナンスシステムによる遠隔監視・診断・点検報告項目

遠隔監視項目	故障・異常及びかご内からの通報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉込め故障</li> <li>・ 安全装置動作</li> <li>・ ドア開閉故障</li> <li>・ かご内からの通報</li> <li>・ ドア閉じ後起動不能故障</li> <li>・ 電源停電 通信・電源の異常</li> <li>・ 最寄階への緊急停止</li> </ul>
遠隔診断項目	遠隔診断
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走行性能診断</li> <li>・ 乗り心地診断</li> <li>・ ご利用状態診断</li> <li>・ 経年変化診断</li> </ul>
遠隔点検項目	性能点検
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起動状態</li> <li>・ 定常走行状態</li> <li>・ 速度の変動</li> <li>・ 加速走行状態</li> <li>・ 減速走行状態</li> </ul>
	各機器の点検
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制御盤の温度</li> <li>・ 起動用リレーの作動状態</li> <li>・ インターホンの電源電圧状態</li> <li>・ ドアの開閉状態</li> <li>・ ドアスイッチの作動状態</li> <li>・ 端階行過ぎ防止機能の作動状態</li> <li>・ 制御機器の作動状態</li> <li>・ かご内の行先階ボタンの作動状態</li> <li>・ 停止時の段差</li> <li>・ 乗り場ボタンの作動状態</li> </ul>
	利用状態（下記項目から選択し報告）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かご内の走行距離</li> <li>・ ドアの開閉状態</li> <li>・ 起動回数</li> <li>・ 各階の利用率</li> </ul>

別紙様式第1号

## エレベーター保守点検業務責任者名簿兼業務責任者選任報告書

1 委託業務名 令和8年度 藤枝総合庁舎エレベーター保守点検業務委託

2 契約年月日 令和 年 月 日

3 業務責任者氏名

氏名

上記のとおり業務責任者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県藤枝財務事務所長 様

受託者

住所

氏名

## 藤枝総合庁舎エレベーター内に設置する防犯カメラ等の 設置及び運用に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、藤枝総合庁舎のエレベーター内に設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保し、県民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定めるものである。

なお、この要領は、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）及び「個人情報保護に配慮した県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」（平成16年9月21日施行）を基に定めたものである。

### 2 用語の定義

この要領において、「個人情報画像」とは、防犯カメラにより記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。

### 3 委託者及び受託者の責務

委託者及び受託者は、防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 4 管理責任者の設置

- (1) 委託者は、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラによる特定の個人を識別できる画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じる。

### 5 防犯カメラの設置場所

受託者は、防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するよう努める。

### 6 防犯カメラの設置の表示

委託者は、撮影対象区域内外の見やすい場所に、次に定める事項を容易に視認できる方法により表示する。

- ア 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
- イ 管理責任者及び連絡先

### 7 録画装置の設置場所

受託者は、録画装置を施錠が出来る室内等で、かつ、第三者が見通せない場所に設置する。

## 8 防犯カメラ等の操作者の指定

受託者は、防犯カメラ及び録画装置を操作する者を指定し、委託者に書面（様式任意）で報告するとともに、指定された者以外の操作を禁止する。

## 9 個人情報画像の保存等

- (1) 受託者は、録画装置に保存された個人情報画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存する。
- (2) 受託者は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製してはならない。
- (3) 受託者は、委託者の許可なく録画装置を設置場所以外に持ち出してはならない。
- (4) 個人情報画像の保存期間は、概ね1ヶ月（重ね撮りをする場合は、上書きするまでの期間）とする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、委託者、受託者で協議の上、決定するものとする。
- (5) 記録媒体を廃棄する必要がある場合は、受託者は、直ちに委託者に協議する。

## 業務実施計画表

令和8年度 藤枝総合庁舎 エレベーター保守点検業務委託

月	点検回数	実施日	点検等内容
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

\* 点検等業務内容が多い場合は、適宜別紙を添付すること

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県藤枝財務事務所長 様

受託者 住所  
氏名

令和8年度

藤枝総合庁舎 エレベーター保守点検業務委託設計書(金抜き)

業務箇所 藤枝市瀬戸新屋362-1

静岡県

業務概要

藤枝総合庁舎 エレベーター保守点検業務

以上

